

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異（教職員・教育委員会事務局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	令和 7 年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	9 6 . 1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	9 8 . 2 %
全職員	9 2 . 4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	令和 7 年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	9 6 . 8 %
本庁課長相当職（校長）	9 9 . 2 %
本庁課長補佐相当職（教頭）	9 6 . 1 %
本庁係長相当職	9 2 . 0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	令和 7 年度 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	9 8 . 6 %
3 1 ～ 3 5 年	9 6 . 0 %
2 6 ～ 3 0 年	9 5 . 8 %
2 1 ～ 2 5 年	9 4 . 5 %
1 6 ～ 2 0 年	9 5 . 9 %
1 1 ～ 1 5 年	9 5 . 3 %
6 ～ 1 0 年	9 3 . 4 %
1 ～ 5 年	9 7 . 4 %

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・ 2. (1)「本庁課長相当職」区分には、校長を含む。
- ・ 2. (1)「本庁課長補佐相当職」区分には、教頭を含む。
- ・ 性別によって、給料や手当の額に差異を設けることはない。
- ・ 各種手当等の需給状況により、一定の差異が生じている。特に扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多い。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（教職員・教育委員会事務局）

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	32.2%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

(1) 教職員

区分	令和 8 年度
校長	30.4%
教頭	36.6%

(2) 教育委員会事務局

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	21.4%
本庁課長補佐相当職	41.4%
本庁係長相当職	33.3%

IV 採用した職員に占める女性職員の割合（教職員）

(1) 常勤職員

区分	令和 8 年度
採用した職員	53.0%

(2) 臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員

区分	令和 8 年度
採用した職員	59.7%

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況
(教職員・教育委員会事務局)

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	79.7%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	男性	女性
1週間未満	4.5%	0.0%
1週間以上2週間未満	11.8%	0.0%
2週間以上1月以下	50.0%	0.0%
1月超3月以下	12.7%	0.0%
3月超6月以下	10.9%	1.8%
6月超9月以下	0.9%	2.4%
9月超12月以下	7.3%	18.0%
12月超24月以下	1.8%	44.9%
24月超	0.0%	32.9%

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
教職員	3 1. 2 時間／月
教育委員会事務局（本庁）	1 3. 1 時間／月
教育委員会事務局（出先機関）	3. 1 時間／月

Ⅶ 職員の年次休暇の取得日数の状況

(1) 平均取得日数

区分	令和 7 年度
教職員	1 2. 9 日
教育委員会事務局	1 3. 6 日